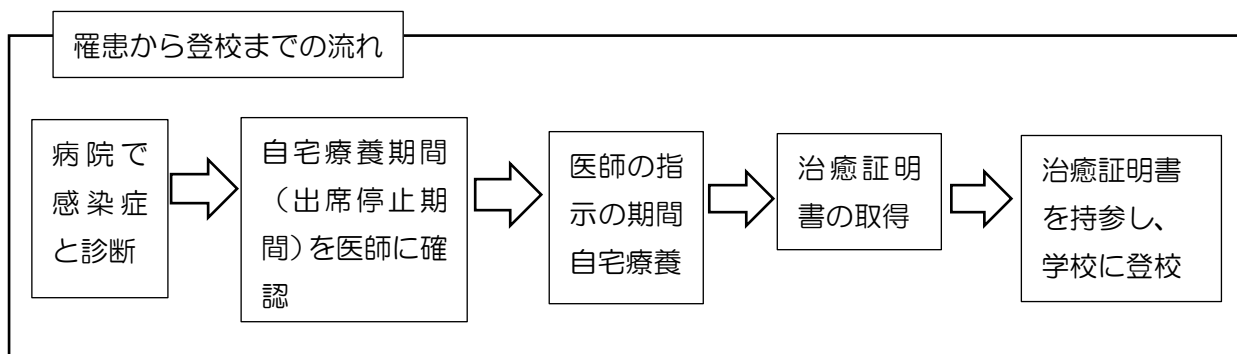


保護者の方へ

学校感染症の治癒証明書取得について

学校感染症に罹患した場合、出席停止の措置を取ることができます。その際、罹患した証明として、治癒証明書を学校に提出していただくようお願いをしております。治癒証明書を病院でいただく際に、注意していただきたい点がございますので、以下をご一読いただき、手続きをお願い致します。

- 治癒証明書は加療終了日にいただってください。
- 罹患したご本人の名前、罹患した疾患名、発病年月日と治癒年月日、診断日、医療機関名を必ず書いていただいてください。
- 発病年月日から治癒年月日の期間は、学校に登校しないでください。
- 証明書は原則、治癒をして最初の登校日に持参し、提出してください。
- 証明書代は自己負担となります。ご了承ください。
- 以下の感染症は、条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる感染症です。
必ず出席停止になるとは限りませんので、医師の診断を仰いでください。
→溶連菌感染症、マイコプラズマ肺炎、感染性胃腸炎（ノロウイルス含む）、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ



学校における感染症の蔓延を防ぐため、ご協力宜しくお願い致します。